

## 奈良市公告第 118 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 2 日

奈良市長 仲川 元庸

### 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	令和 6 年度東アジア文化都市交流事業受入派遣業務委託
業務内容	「仕様書」に記載のとおり
委託期間	契約締結日～令和 6 年 10 月 25 日（金）まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までで、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの発注した添乗業務を含む団体（5 人以上）の国内又は海外旅行業務を完了した実績を 2 件以上有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していない者であること。
- (7) 当該仕様書に定める業務を確実に遂行する能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。
- (8) 公示日において、令和 5 年度・6 年度奈良市物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類を提出すること。
  - ①納税証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）
    - ・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む）〔奈良市市民税課で証明〕

当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあっては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分）  
・奈良市外の事業者〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕その3、その3の2又はその3の3

②商業登記履歴事項全部証明書（写し）（発行後3か月以内のもの。）

③印鑑登録証明書（原本）（発行後3か月以内のもの。）

### 3 仕様書等を示す日時及び場所

#### (1) 日時

令和6年5月2日（木）から令和6年5月27日（月）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 場所

奈良市市民部文化振興課（奈良市ホームページにも公表しています。）

### 4 入札参加申請

参加しようとする者は、次に示すところにより入札参加申請をするものとする。

#### (1) 提出期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月27日（月）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民部文化振興課

#### (3) 提出書類

以下の書類を提出すること。

(ア) 一般競争入札参加申請書【様式第1号】

(イ) 業務実績調書【様式第2号】

※当該業務にかかる業務委託契約書、仕様書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

(ウ) 会社概要（様式自由）

(エ) 公示日において、令和5年度・6年度奈良市物品購入等入札参加資格者でないもの  
にあっては、以下の書類を提出すること

①納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む）  
〔奈良市市民税課で証明〕

当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあっては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分）

・奈良市外の事業者〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕その3、その3の2又はその3の3

②商業登記履歴事項全部証明書（写し）（発行後3か月以内のもの。）

③印鑑登録証明書（原本）（発行後3か月以内のもの。）

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

提出場所へ持参又は郵送すること。郵送の場合は簡易書留等追跡のできるもので送付すること。

5 入札参加資格の確認審査結果通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により、令和6年6月4日（火）までに通知する。

6 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、質問書【様式第3号】に質問内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

ア 提出期限 令和6年5月2日（木）から令和6年5月27日（月）午後5時まで

イ 提出先 奈良市市民部文化振興課

メールアドレス [bunkashinko@city.nara.lg.jp](mailto:bunkashinko@city.nara.lg.jp)

（受信の確認を電話で行うこと）

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年6月4日（火）までに電子メールで入札参加者全てに送付します。また、奈良市ホームページにも公表します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和6年6月13日（木）午後2時から

(2) 開札の日時

入札締め切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 3階 入札室

8 入札条件

(1) 入札に際しては、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

(2) 入札の方法は、持参入札とする。「入札書【様式第4号】」に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。

(3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。

(4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。

- (5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状【様式第5号】を提出すること。
- (6) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることができない。
- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (9) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (10) 再度入札は1回とする。

## 9 落札者の決定

入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 その他

- (1) 入札者は、入札実施要領及び別紙仕様書を熟読のうえ入札すること。
- (2) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (3) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
- (4) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、これに応じること。
- (5) 全ての提出書類は、返却しない。

(6) 入札実施要領に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。

12 問合せ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 市民部 文化振興課

電話：0742-34-4942 (直通)

FAX：0742-34-4728

メール：bunkashinko@city.nara.lg.jp